

平成23年6月28日

第2295号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則（19・畜産振興課）……………1

### 告 示

○自衛官の募集期間（293・総務課）……………1

○自衛官採用試験の試験期日等（294・総務課）……………2

○救急病院の認定（295・医務薬事課）……………2

○県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表（296・環境整備課）……………2

○鳥獣保護区及び特別保護地区の指定のための公聴会（297・自然保護課）……………3

○保安林の指定解除予定通知（298・森林整備課）……………3

○道路の供用開始（299・北秋田地域振興局建設部）……………4

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出（55）……………4

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（56）……………4

○政治団体の解散の届出（57）……………5

○政治団体の収支に関する報告書（58）……………5

○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（59）……………7

○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（60）……………7

○政治団体の収支に関する報告書の修正について（61）……………8

## 規 則

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第十九号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（昭和三十五年秋田県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（殺処分又は剖検の命令）

**第三条** 法第十七条又は第十七条の二第五項若しくは第六項の規定による当該家畜又は当該指定家畜の殺処分の命令は、その所有者又は家畜防疫員に殺命令書を交付することにより行うものとする。

**2** 法第二十条第一項の規定による当該家畜の死体の剖検の命令又は剖検のための当該疑似患畜の殺処分の命令は、家畜防疫員に剖検命令書又は殺命令書を交付することにより行うものとする。

第六条中「第五十八条第四項」を「第五十八条第五項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第293号

平成23年度自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐竹敬久

### 募集期間

平成23年7月1日から同年9月9日まで

## 秋田県告示第294号

平成23年度自衛官候補生の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

試験期日	試 験 場		募 集 地 域
	名 称	位 置	
受付時に指定 する日	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野1番地	秋田県全地域
	大館地域職業訓練センター	大館市有浦一丁目8番33号	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
	能代市中央公民館	能代市追分町4番26号	能代市 山本郡
	学校法人ノースアジア大学	秋田市下北手字守沢46番1号	秋田市 男鹿市 潟上市 南秋田郡
	由利本荘市市民交流学習センター	由利本荘市上大野16番	由利本荘市 にかほ市
	大仙市大曲交流センター	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号	大仙市 仙北市 仙北郡
	増田町多目的研修センター	横手市増田町増田字土肥館173号	横手市 湯沢市 雄勝郡

## 秋田県告示第295号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
秋田社会保険病院	能代市緑町5番22号	平成26年6月29日

## 秋田県告示第296号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成14年秋田県条例第75号）第10条の規定により、平成22年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数  
467件（うち、内容の変更を伴う協議件数 71件）
- 2 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数  
467件
- 3 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数  
467件
- 4 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬 入 量 ( ト ン )			
	最終処分	中間処理	再生利用	合 計
燃え殻	64	456	-	520
汚泥	11,769	11,324	1,715	24,808
廃油	-	23,036	217	23,252
廃酸	-	8,572	-	8,572
廃アルカリ	-	12,375	-	12,375
廃プラスチック類	-	35,973	386	36,360

紙くず	-	59	-	59
木くず	-	442	-	442
繊維くず	-	-	52	52
動植物性残さ	-	29	-	29
金属くず	-	91	42	133
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	216	707	1,442	2,365
鋳さい	-	1,187	-	1,187
がれき類	-	-	-	-
ばいじん	-	4,190	-	4,190
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を含む。）	5,822	34,605	138	40,565
感染性廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずを含む。）	-	321	-	321
合 計	17,871	133,365	3,991	155,228

（注）単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

（注）「-」は、値がゼロであることを示している。

#### 5 環境保全協力金の納入額

35,761,100円

#### 6 環境保全協力金の使途

産業廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）と適正処理を推進するための事業の実施に要する経費の一部に充てた。

### 秋田県告示第297号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項及び同法第29条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和54年秋田県規則第24号）第2条第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 日時 平成23年7月20日 午後1時
- (2) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局2階第2会議室
- (3) 案件 三条川原鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について
- 2(1) 日時 平成23年7月21日 午後1時
- (2) 場所 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局1階第1会議室
- (3) 案件 鳥海鳥獣保護区の指定について
- 3(1) 日時 平成23年7月21日 午後2時
- (2) 場所 由利本荘市水林366番地 由利地域振興局1階第1会議室
- (3) 案件 矢島鳥獣保護区の指定について
- 4 公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田県生活環境部自然保護課

### 秋田県告示第298号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 解除予定保安林の所在場所 横手市大森町八沢木字宮脇96（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課、平鹿地域振興局農林部及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 秋田県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	鷹巣川井堂川線	北秋田郡上小阿仁村堂川字大阿瀬馬道上3番7地先から字ハサ場64番地先まで

2 供用開始の期日 平成23年6月28日

3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年6月28日から同年7月11日まで

## 選挙管理委員会告示

## 秋選管告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成23年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
富樫孝後援会	富 樫 洋 一	富 樫 正	大館市板沢字乙上野36-5	平成23年4月6日
長井直人後援会	高 田 兼 雄	高 田 良 一	北秋田郡上小阿仁村沖田面字水無 <sup>34</sup> 番地	平成23年4月11日
川口まさたけ後援会	長谷川 尚 造	能登谷 正 人	秋田市中通六丁目15-13	平成23年4月12日
大館力再生市民会議	福 原 淳 嗣	山 内 巖	大館市幸町2番26号	平成23年4月18日
高久昭二後援会	渡 部 清 幸	菅 原 敏 雄	仙北市角館町岩瀬169番地	平成23年4月18日
小林さとの後援会	菅 原 浩 一	小 林 繁	潟上市昭和久保字街道下70	平成23年4月25日

## 秋選管告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成23年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党南外支部	会 計 責 任 者	佐々木 稔 孝	佐 藤 健 悦	平成23年4月13日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
秋田市歯科医師連盟	代 表 者	石 田 達 郎	玉 木 修	平成23年4月4日

日本薬業政治連盟秋 田県支部	代 表 者	千 葉 重 人	千 葉 富 士 夫	平成23年4月5日
	会 計 責 任 者	千 葉 重 人	千 葉 富 士 夫	
秋田県農協政治連盟 秋田みなみ支部	主たる事務所の 所 在 地	男鹿市弘戸字大堤160	男鹿市脇本脇本字向山1-4	平成23年4月12日
	会 計 責 任 者	佐 藤 広 秀	伊 東 文 隆	
武石善治後援会	代 表 者	武 石 肇	武 石 富 男	平成23年4月12日
土谷勝悦後援会	主たる事務所の 所 在 地	横手市十文字町睦合字川前170	横手市十文字町梨木字羽場下66-8	平成23年4月14日
佐々木平嗣後援会	代 表 者	佐々木 平 和	佐 藤 作 男	平成23年4月15日
東海林洋後援会	代 表 者	藤 原 忠	菅 義 雄	平成23年4月15日
大里祐一事務所	主たる事務所の 所 在 地	鹿角市花輪字堰向56番地	鹿角市花輪字堰向110番地	平成23年4月18日
富樫孝後援会	代 表 者	富 樫 文 則	富 樫 洋 一	平成23年4月18日
安藤豊後援会	主たる事務所の 所 在 地	雄勝郡羽後町郡山字上郡8	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19-39	平成23年4月20日
すずき洋一後援会	主たる事務所の 所 在 地	大館市中道三丁目1番50号	大館市馬喰町40	平成23年4月21日
吉田仁吉郎後援会	主たる事務所の 所 在 地	北秋田市阿仁吉田字町頭23	北秋田市阿仁銀山下新町103	平成23年4月22日
山田ひさし後援会	主たる事務所の 所 在 地	仙北郡美郷町六郷字本道町65	仙北郡美郷町六郷字本道町70-2	平成23年4月26日
加藤麻里連合後援会	主たる事務所の 所 在 地	仙北郡美郷町金沢字元東根32	仙北郡美郷町六郷字熊野132-15	平成23年4月28日

## 秋選管告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成23年4月1日から同月30日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## 1 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県能代市山本郡第一支部	金 谷 信 栄	平成23年3月31日	平成23年4月7日

## 2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
嶋田満雄後援会	富 樫 金 美	平成23年3月20日	平成23年4月1日
柴田善司後援会	佐々木 英 一	平成22年12月31日	平成23年4月6日
金谷のぶえ後援会	金 谷 信 栄	平成23年3月31日	平成23年4月7日
金谷のぶえ能代後援会	金 谷 信 栄	平成23年3月31日	平成23年4月7日
高久昭二後援会	渡 部 清 幸	平成23年3月31日	平成23年4月15日
小林ひろし後援会	小 林 寛	平成23年4月11日	平成23年4月18日
小林さとり後援会	菅 原 浩 一	平成23年3月31日	平成23年4月25日
うさみ洋二期後援会	宇佐美 洋二期	平成23年4月26日	平成23年4月26日
佐藤えさお後援会	佐 藤 恵 佐 雄	平成22年12月28日	平成23年4月27日

## 秋選管告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

## I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

## II 報告書の要旨

## 1 収入及び支出のある団体

## (1) 政党

政治団体の名称 自由民主党秋田県能代市山本郡第一支部

(平成23年分)

報告年月日 平成23年4月7日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

503,316円

前年からの繰越額

468,622円

本年の収入額

34,694円

## (イ) 支出総額

0円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

34,650円

員数

51人

その他の収入

44円

合 計

34,694円

## (2) その他の政治団体

政治団体の名称 金谷のぶえ後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年4月7日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

69,781円

前年からの繰越額

53,775円

本年の収入額

16,006円

## (イ) 支出総額

69,502円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

寄附

16,000円

個人からの寄附

16,000円

その他の寄附

16,000円

その他の収入

6円

合 計

16,006円

## (イ) 支出の内訳

経常経費

69,502円

光熱水費

6,754円

備品・消耗品費

62,748円

合 計

69,502円

政治団体の名称 小林ひろし後援会 (平成23年分)

報告年月日 平成23年4月18日

## ア 収入・支出の総額

## (ア) 収入総額

20,000円

前年からの繰越額

0円

本年の収入額

20,000円

## (イ) 支出総額

20,000円

## イ 収入・支出の内訳

## (ア) 収入の内訳

寄附

20,000円

個人からの寄附

20,000円

その他の寄附

20,000円

合 計

20,000円

(イ) 支出の内訳	
経常経費	20,000円
備品・消耗品費	9,608円
事務所費	10,392円
合 計	<u>20,000円</u>

政治団体の名称 **うさみ洋二郎後援会** (平成23年分)

報告年月日 平成23年4月26日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>1,091,027円</u>
前年からの繰越額	1,091,027円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	0円

政治団体の名称 **佐藤えさお後援会** (平成22年分)

報告年月日 平成23年4月27日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	<u>14,175円</u>
前年からの繰越額	14,175円
本年の収入額	0円
(イ) 支出総額	<u>0円</u>

## 2 収入及び支出のない団体

### (1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
嶋田満雄後援会 (平成23年分)	平成23年4月1日
柴田善司後援会 (平成22年分)	平成23年4月6日
金谷のぶえ能代後援会 (平成23年分)	平成23年4月7日
高久昭二後援会 (平成23年分)	平成23年4月15日
小林さとの後援会 (平成23年分)	平成23年4月25日

## 秋選管告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
土谷 勝悦	秋田県議会議員	土谷勝悦後援会	主たる事務所の所在地	横手市十文字町睦合字川前170	横手市十文字町梨木字羽場下66-8	平成23年4月14日
大里 祐一	秋田県議会議員	大里祐一事務所	主たる事務所の所在地	鹿角市花輪字堰向56番地	鹿角市花輪字堰向110番地	平成23年4月18日
安藤 豊	秋田県議会議員	安藤豊後援会	主たる事務所の所在地	雄勝郡羽後町郡山字上郡8	雄勝郡羽後町西馬音内字中野19-39	平成23年4月20日

## 秋選管告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	
金谷 信栄	秋田県議会議員	金谷のぶえ後援会	山本郡八峰町八森字中家後12-7	金谷 信栄	平成23年4月7日
宇佐美 洋二郎	秋田市議会議員	うさみ洋二郎後援会	秋田市寺内兎桜二丁目8-8	宇佐美 洋二郎	平成23年4月26日
佐藤 恵佐雄	潟上市議会議員	佐藤えさお後援会	潟上市天王字追分西20-1	佐藤 恵佐雄	平成23年4月27日

秋選管告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、報告書の要旨を次のとおり修正し、公表する。

平成23年6月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

平成15年秋選管告示第116号

2報告書の要旨（平成14年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

5,048,868	3,262,080	1,585,151	1,786,788			3,463,600	3,463,600			117	3,463,717	120,000	77,535	197,535
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----	-----------	---------	--------	---------

1,486,545		1,578,000	3,064,545	3,262,080										
-----------	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

5,048,868	3,272,130	1,585,151	1,776,738			3,463,600	3,463,600			117	3,463,717	120,000	77,535	197,535
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----	-----------	---------	--------	---------

1,496,595		1,578,000	3,074,595	3,272,130										
-----------	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

平成16年秋選管告示第134号

2報告書の要旨（平成15年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

5,092,711	3,827,831	1,786,788	1,264,880			3,212,000	3,212,000			93,923	3,305,923	15,750	10,185	25,935
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	--------	-----------	--------	--------	--------

1,303,496	226,500		2,271,900	3,801,896	3,827,831	2,271,900								
-----------	---------	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--

を

5,082,661	3,867,231	1,776,738	1,215,430			3,212,000	3,212,000			93,923	3,305,923	15,750	10,185	25,935
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	--------	-----------	--------	--------	--------

1,303,496	226,500		2,311,300	3,841,296	3,867,231									
-----------	---------	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

平成17年秋選管告示第175号

2報告書の要旨（平成16年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

6,180,829	3,179,608	1,264,880	3,001,221			1,007,000	1,007,000			3,908,949	4,915,949	106,000		157,149
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	--	---------



263,149	378,444	119,215			2,418,800	2,916,459	3,179,608				を
---------	---------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	---

6,008,129	3,297,363	1,215,430	2,710,766			1,007,000	1,007,000			3,785,699	4,792,699	106,000	157,149
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	---------

263,149	494,624	120,790			2,418,800	3,034,214	3,297,363				に改める。
---------	---------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-------

平成18年秋選管告示第81号

2報告書の要旨（平成17年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

7,717,807	4,259,935	3,001,221	3,457,872			1,228,200	1,228,200			3,488,386	4,716,586	92,740	134,390
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--------	---------

227,130	1,088,015	672,990			2,271,800	4,032,805	4,259,935	2,029,800			を
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	---

7,427,352	4,197,324	2,710,766	3,230,028			1,228,200	1,228,200			3,488,386	4,716,586	92,740	84,274
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--------	--------

177,014	1,075,520	672,990			2,271,800	4,020,310	4,197,324				に改める。
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-------

平成19年秋選管告示第109号

2報告書の要旨（平成18年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

8,173,376	3,820,053	3,457,872	4,353,323			1,024,600	1,024,600			3,690,904	4,715,504	115,000	96,243
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	--------

211,243	1,108,710	249,000			2,251,100	3,608,810	3,820,053	2,011,800			を
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	---

7,893,168	3,820,053	3,230,028	4,073,115			1,024,600	1,024,600			3,638,540	4,663,140	115,000	96,243
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	--------

211,243	1,108,710	249,000			2,251,100	3,608,810	3,820,053				に改める。
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-------

平成20年秋選管告示第76号

2報告書の要旨（平成19年分） 秋田県不動産政治連盟欄中

9,171,283	3,911,797	4,353,323	5,259,486			1,388,700	1,388,700			3,429,260	4,817,960	150,000	106,333
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	---------

256,333	1,243,065	160,699			2,251,700	3,655,464	3,911,797	2,017,800			を
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	---

8,718,185	3,911,797	4,073,115	4,806,388			1,388,700	1,388,700			3,256,370	4,645,070	150,000	106,333
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	---------

256,333	1,243,065	160,699			2,251,700	3,655,464	3,911,797				に改める。
---------	-----------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	--	--	-------

平成21年秋選管告示第158号

## 2 報告書の要旨 (平成20年分) 秋田県不動産政治連盟欄中

9,209,816	3,497,276	5,259,486	5,712,540			1,074,300	1,074,300			2,876,030	3,950,330	115,000	93,776
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	--------

208,776	1,040,900					2,247,600	3,288,500	3,497,276	2,247,600	を
---------	-----------	--	--	--	--	-----------	-----------	-----------	-----------	---

8,756,718	3,497,276	4,806,388	5,259,442			1,074,300	1,074,300			2,876,030	3,950,330	115,000	93,776
-----------	-----------	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	--	--	-----------	-----------	---------	--------

208,776	1,040,900					2,247,600	3,288,500	3,497,276		に改める。
---------	-----------	--	--	--	--	-----------	-----------	-----------	--	-------

## 平成22年秋選管告示第109号

## 2 報告書の要旨 (平成21年分) 菅原りえ子後援会欄中

0	0	0	0			0		0				0	0	を
---	---	---	---	--	--	---	--	---	--	--	--	---	---	---

56,700	56,700	0	0	56,700	56,700			56,700	0	56,700		56,700	56,700	に改める。
--------	--------	---	---	--------	--------	--	--	--------	---	--------	--	--------	--------	-------

## 2 報告書の要旨 (平成21年分) 秋田県不動産政治連盟欄中

9,795,260	3,422,946	5,712,540	6,372,314	2,340,000	468		759,000	759,000			983,720	4,082,720	155,000
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	--	---------	---------	--	--	---------	-----------	---------

133,395	288,395	422,100	275,851			2,436,600	3,134,551	3,422,946	506,600	を
---------	---------	---------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	---------	---

9,342,162	3,422,946	5,259,442	5,919,216	2,340,000	468		759,000	759,000			983,720	4,082,720	155,000
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----	--	---------	---------	--	--	---------	-----------	---------

133,395	288,395	422,100	275,851			2,436,600	3,134,551	3,422,946		に改める。
---------	---------	---------	---------	--	--	-----------	-----------	-----------	--	-------

発 行 者 秋 田 県  
購 読 料 金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印 刷 者 松原 繁雄